

PRESS RELEASE

株式会社名古屋証券取引所

〒460-0008

名古屋市中区栄三丁目3番17号

TEL 052-262-3171

FAX 052-241-1527

URL <http://www.nse.or.jp/>

平成19年4月25日

各 位

4月社長記者会見

1. 平成19年3月期決算発表について <資料1 参照>
2. 取引所取引に係る約定取消しルールの制定について <資料2 参照>
3. 取引参加者に関する諸制度の見直しに伴う「取引参加者規程」等の一部改正等について <資料3 参照>

以 上

平成 19 年 3 月期 決算短信 (非連結)

平成 19 年 4 月 25 日

会社名 株式会社名古屋証券取引所

URL http://www.nse.or.jp/

代表者 取締役社長 畔柳 昇

問合せ先責任者 常務取締役 澤田 康夫 TEL (052)262-3171

定時株主総会開催予定日 平成 19 年 6 月 29 日

配当支払開始予定日 平成 19 年 7 月 2 日

1. 平成 19 年 3 月期の業績(平成 18 年 4 月 1 日～平成 19 年 3 月 31 日) (百万円未満切捨て)
(1) 経営成績 (%表示は対前期増減率)

	営業収益		営業利益		経常利益		当期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
19 年 3 月期	1,714	(10.2)	543	(26.2)	603	(30.4)	326	(31.4)
18 年 3 月期	1,556	(19.0)	430	(211.2)	462	(213.2)	248	(117.9)

	1 株当たり 当期純利益		潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益		自己資本 当期純利益率		総資産 経常利益率		営業収益 営業利益率	
	円	銭	円	銭	%		%		%	
19 年 3 月期	3,178	31	—	—	7.6		11.6		31.7	
18 年 3 月期	2,372	23	—	—	6.2		9.4		27.7	

(参考) 持分法投資損益 19 年 3 月期 一百万円 18 年 3 月期 一百万円

(2) 財政状態

	総資産		純資産		自己資本比率		1 株当たり純資産	
	百万円		百万円		%		円 銭	
19 年 3 月期	5,324		4,429		83.2		43,138 79	
18 年 3 月期	5,103		4,158		81.5		40,450 03	

(参考) 自己資本 19 年 3 月期 4,429 百万円 18 年 3 月期 4,158 百万円

(3) キャッシュ・フローの状況

	営業活動による キャッシュ・フロー		投資活動による キャッシュ・フロー		財務活動による キャッシュ・フロー		現金及び現金同等物 期末残高	
	百万円		百万円		百万円		百万円	
19 年 3 月期	328		△ 369		△51		2,262	
18 年 3 月期	432		△1,525		—		2,355	

2. 配当の状況

	1 株当たり配当金 (円)			配当金総額 (百万円)	配当性向 (%)	純資産 配当率 (%)
	中間期末	期末	年間			
18 年 3 月期	—	500	500	51	21.1	1.3
19 年 3 月期	—	500	500	51	15.7	1.2

3. その他

(1) 重要な会計方針の変更

- ① 会計基準等の改正に伴う変更 有
② ①以外の変更 無

〔(注)詳細は、7 ページ「重要な会計方針の変更」をご覧ください。〕

(2) 発行済株式数

- ① 期末発行済株式数 (自己株式を含む) 19 年 3 月期 102,690 株 18 年 3 月期 102,690 株
② 期末自己株式数 19 年 3 月期 一株 18 年 3 月期 一株

(注) 1 株当たり当期純利益の算定の根拠となる株式数については、9 ページ「1 株当たり情報に関する注記」をご覧ください。

貸借対照表

(単位:千円未満切捨て)

科 目	当 期	前 期	増 減	科 目	当 期	前 期	増 減
	(平成19年 3月31日現在)	(平成18年 3月31日現在)			(平成19年 3月31日現在)	(平成18年 3月31日現在)	
資産の部				負債の部			
流動資産	2,378,758	2,457,155	△ 78,397	流動負債	272,959	359,094	△ 86,134
現金及び預金	2,272,478	2,365,201	△ 92,723	未払金	2,709	-	2,709
営業未収入金	60,176	46,581	13,595	未払費用	19,930	42,609	△ 22,678
貯蔵品	971	-	971	未払法人税等	162,313	204,591	△ 42,278
前払費用	8,047	8,589	△ 541	未払消費税等	20,014	28,447	△ 8,432
その他の流動資産	664	712	△ 47	前受金	2,759	29,463	△ 26,703
繰延税金資産	36,419	36,071	348	預り金	8,102	10,733	△ 2,630
				賞与引当金	50,130	43,250	6,880
固定資産	2,945,335	2,645,960	299,375	役員賞与引当金	7,000	-	7,000
有形固定資産	166,734	80,460	86,274	固定負債	621,210	585,407	35,803
建物	47,911	51,842	△ 3,931	預り保証金	4,621	4,621	-
備品	35,557	28,617	6,940	預り信託金	76,350	94,097	△ 17,747
建設仮勘定	83,265	-	83,265	退職給付引当金	458,927	426,163	32,763
				役員退職慰労引当金	81,312	60,525	20,786
無形固定資産	313,813	97,449	216,363	負債合計	894,170	944,502	△ 50,331
電話加入権	1,722	1,723	-				
ソフトウェア	93,446	95,726	△ 2,279	資本の部			
ソフトウェア仮勘定	218,644	-	218,644	資本金	-	1,000,000	-
投資その他の資産	2,464,787	2,468,050	△ 3,263	資本剰余金	-	450,000	-
投資有価証券	1,681,778	1,680,073	1,705	資本準備金	-	450,000	-
長期貸付金	17,158	20,578	△ 3,420	利益剰余金	-	2,709,698	-
繰延税金資産	241	1,193	△ 951	任意積立金	-	2,230,915	-
差入保証金	36,623	16,740	19,882	違約損失積立金	-	628,178	-
長期前払費用	7,057	9,789	△ 2,732	建物・機械積立金	-	1,153,363	-
信託金特定資産	76,350	94,097	△ 17,747	別途積立金	-	449,373	-
違約損失積立金特定預金	628,178	628,178	-	当期未処分利益	-	478,783	-
その他の投資その他の資産	50,800	50,800	-	株式等評価差額金	-	△ 1,084	-
貸倒引当金	△ 33,399	△ 33,399	-	資本合計	-	4,158,613	-
				純資産の部			
				株主資本	4,429,934	-	-
				資本金	1,000,000	-	-
				資本剰余金	450,000	-	-
				資本準備金	450,000	-	-
				利益剰余金	2,979,934	-	-
				その他利益剰余金	2,979,934	-	-
				違約損失積立金	628,178	-	-
				建物・機械積立金	1,153,363	-	-
				別途積立金	449,373	-	-
				繰越利益剰余金	749,019	-	-
				評価・換算差額等	△ 11	-	-
				その他有価証券評価差額金	△ 11	-	-
				純資産合計	4,429,922	-	-
資産合計	5,324,093	5,103,116	220,977	負債及び純資産合計	5,324,093	5,103,116	220,977

損 益 計 算 書

(単位:千円未満切捨て)

科 目	当 期 〔自 平成18年 4月 1日〕 〔至 平成19年3 月31日〕	前 期 〔自 平成17年 4月 1日〕 〔至 平成18年 3月31日〕	増 減
営業収益	1,714,405	1,556,098	158,306
取引参加者負担金	750,526	717,947	32,578
上場関係収入	490,624	641,295	△ 150,670
上場手数料	286,144	429,248	△ 143,103
年間上場料	204,480	212,047	△ 7,567
その他の営業収益	473,254	196,855	276,399
営業費用	1,170,592	1,125,262	45,330
人 件 費	662,835	621,687	41,147
施 設 費	373,710	383,591	△ 9,880
運 営 費	134,045	119,982	14,063
営業利益	543,813	430,836	112,976
営業外収益	59,240	31,636	27,604
営業外費用	—	—	—
経常利益	603,054	462,473	140,581
特別利益	—	—	—
特別損失	98	—	98
税引前当期純利益	602,955	462,473	140,482
法人税・住民税及び事業税	276,703	229,315	47,387
法人税等調整額	△ 128	△ 15,247	15,118
当期純利益	326,381	248,404	77,976

株主資本等変動計算書
(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				利益剰余金 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金				
				違約損失 積立金	建物・機械 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	
平成18年3月31日残高	1,000,000	450,000	450,000	628,178	1,153,363	449,373	478,783	2,709,698
当事業年度中の変動額	-	-	-	-	-	-	-	-
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	△ 51,345	△ 51,345
前期利益処分による役員賞与	-	-	-	-	-	-	△ 4,800	△ 4,800
当期純利益	-	-	-	-	-	-	326,381	326,381
株主資本以外の項目の当事業 年度中の変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-
当事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	-	270,236	270,236
平成19年3月31日残高	1,000,000	450,000	450,000	628,178	1,153,363	449,373	749,019	2,979,934

	株主資本	評価・換算差額等		純資産合計
	株主資本 合計	その他有価証 券評価差額金	評価・換算差 額等合計	
平成18年3月31日残高	4,159,698	△ 1,084	△ 1,084	4,158,613
当事業年度中の変動額	-	-	-	-
剰余金の配当	△ 51,345	-	-	△ 51,345
前期利益処分による役員賞与	△ 4,800	-	-	△ 4,800
当期純利益	326,381	-	-	326,381
株主資本以外の項目の当事業 年度中の変動額（純額）	-	1,072	1,072	1,072
当事業年度中の変動額合計	270,236	1,072	1,072	271,308
平成19年3月31日残高	4,429,934	△ 11	△ 11	4,429,922

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円未満切捨て)

	当 期	前 期
	〔自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日〕	〔自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日〕
I 営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	602,955	462,473
減価償却費	55,875	45,997
固定資産除却損	98	—
賞与引当金の増減額	6,880	9,900
役員賞与引当金の増減額	7,000	—
役員退職慰労引当金の増減額	20,786	16,673
退職給付引当金の増減額	32,763	25,651
受取利息及び受取配当金	△ 27,872	△ 12,208
営業未収入金の増減額	△ 13,595	△ 15,020
未払費用の増減額	△ 22,678	△ 68,921
役員賞与の支払額	△ 4,800	—
その他	△ 38,329	42,531
小計	619,084	507,076
利息及び配当金の受取額	27,972	12,378
法人税等の支払額	△ 318,801	△ 86,943
営業活動によるキャッシュ・フロー	328,255	432,512
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△ 10,000	△ 10,000
定期預金の払戻による収入	10,000	10,000
投資有価証券の取得による支出	—	△ 1,499,348
有形固定資産の取得による支出	△ 106,206	△ 22,392
無形固定資産の取得による支出	△ 246,965	△ 6,710
差入保証金の預入による支出	△ 19,882	—
貸付金の回収による収入	3,420	3,420
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 369,634	△ 1,525,031
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	△ 51,345	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 51,345	—
IV 現金及び現金同等物の増減額	△ 92,723	△ 1,092,519
V 現金及び現金同等物の期首残高	2,355,201	3,447,720
VI 現金及び現金同等物の期末残高	2,262,478	2,355,201

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券……………償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産：定率法

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準を採用しています。

無形固定資産：定額法

なお、ソフトウェアについては、社内における見積利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しています。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

賞与引当金……………従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額の当期の負担額を計上しています。

役員賞与引当金……………役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額の当期の負担額を計上しています。

退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しています。

役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額の100%を計上しています。

4. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

5. 消費税等の会計処理

税抜方式によっています。

6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許資金、随時引出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価格の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限が到来する短期投資からなっています。

重要な会計方針の変更

1. 役員賞与に関する会計基準

当事業年度より、「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成 17 年 11 月 29 日 企業会計基準第 4 号）を適用しています。

これにより、営業利益、経常利益、税引前当期純利益は 7,000 千円減少しております。

2. 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準

当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成 17 年 12 月 9 日 企業会計基準第 5 号）および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会 平成 17 年 12 月 9 日 企業会計基準適用指針第 8 号）を適用しております。

なお、従来の資本の部の合計に相当する金額は 4,429,922 千円であります。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 145,845 千円

2. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、基幹業務システム及び事務機器の一部についてはリース契約により使用しています。

3. 株式会社日本証券クリアリング機構（以下「クリアリング機構」という。）他 6 社と締結した「損失補償契約書」に基づき、現物取引の清算業務に関し、クリアリング機構の清算参加者による損失補償対象債務の不履行又は不履行のおそれが生じたことに起因してクリアリング機構に生じた損失に対して、他の損失補償人と連帯して、平成 14 年 9 月 30 日現在におけるそれぞれの違約損失積立金相当額を限度として、上記不履行の発生した時点又はクリアリング機構が債務不履行のおそれがあると認定を行った時点におけるクリアリング機構への出資比率に応じて、当該損失を補償することとなっております。なお、当取引所の損失補償限度額は 303,178 千円であります。

4. 信認金特定資産

当取引所は、証券取引法第 107 条の 4 の規定及び当取引所の規則に基づき、取引参加者の債務不履行により有価証券の売買等の委託者等が被るリスクを担保するため、各取引参加者から信認金の預託を受けております。これらについて、当取引所の規則に基づき他の資産と区分して管理されているため、資産・負債とも当該目的を付した科目により表示しております。

5. 担保受入金融資産の時価評価額

貸借対照表上に計上していない代用有価証券の時価評価額は以下のとおりであります。

信認金代用有価証券 25,374 千円

上記代用有価証券は、有価証券の売買等の契約不履行の発生時等において処分権を有するものであります。

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 102,690 株

2. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成18年6月30日 定時株主総会	普通株式	51,345	500	平成18年 3月31日	平成18年 7月3日

3. 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力 発生日
平成19年5月23日 取締役会	普通株式	利益剰余金	51,345	500	平成19年 3月31日	平成19年 7月2日

キャッシュ・フロー計算書に関する注記

現金及び現金同等物の当期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	当 期	前 期
	(千円)	(千円)
現金及び預金勘定	2,272,478	2,365,201
定期預金	△10,000	△10,000
現金及び現金同等物当期末残高	2,262,478	2,355,201

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因

繰延税金資産

未払事業税	12,943 千円
賞与引当金	20,332 千円
退職給付引当金	186,140 千円
役員退職慰労引当金	32,980 千円
貸倒引当金	13,547 千円
その他	12,546 千円
繰延税金資産小計	278,490 千円
評価性引当額	△241,829 千円
繰延税金資産合計	36,661 千円

リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している固定資産として、基幹システムプログラム等があります。

1 株当たり情報に関する注記

	当期	前期
1 株当たり純資産額	43,138 円 79 銭	40,450 円 03 銭
1 株当たり当期純利益	3,178 円 31 銭	2,372 円 23 銭
期中平均株式数	102,690 株	102,690 株

取引所取引に係る約定取消しルールの制定について

平成19年4月25日
株式会社 名古屋証券取引所

I. 趣旨

証券取引においては、一度成立した約定は取り消されることがなく、決済まで行われることが大前提となっており、こうした決済の確実性は証券市場の信頼性の源の一つでもある。

しかしながら、通常想定し得ない規模の約定が過誤により成立し、長期にわたって決済が行われなくなる場合には、証券市場の機能が麻痺し、大きな混乱を招く事態となり得る。

日本証券業協会に設置された「株式の注文管理・リスク管理体制の整備に関するワーキング」の報告書（平成18年11月）において、誤発注により約定が行われた取引の取消しに係るルールの整備について、証券取引所において具体的な方策が早期に確立されることを求めることとされ、これを受けて、全国の証券取引所は、誤注文に係る約定取消しルールの整備に向けた実務的な検討を行うため、全国の証券取引所及び取引参加者の実務担当者による「取引所取引に係る約定取消しルールに関する検討ワーキング」を共同で設置した（平成18年11月）。

その後、当該ワーキングを6回にわたり開催し、過誤により長期にわたって決済が行われなくなる可能性が極めて高く市場が著しく混乱すると考えられる場合に限り、一度成立した約定を取り消す制度の導入について検討を進め、取引所取引に係る約定取消しルールの概要をとりまとめた。

II. 概要

項目	内容	備考
1. 約定取消しルールにおける基本的な考え方	・ 一度約定が成立した取引は、市場の公正性及び連続性の確保の観点から、原則として取り消されるべきではなく、約定取消しルールは、誤発注に係る約定により、円滑な決済の履行が極めて困難となる等、市場が著しく混乱すると考えられる場合にのみ適用されることとする。	
2. 約定の取消し (1) 約定取消しの可能性 周知のための売買停止	・ 約定取消しを行う際には、その可能性を周知するため、事前に売買停止を行う。	

項目	内容	備考
(2) 売買停止基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 誤発注により、上場株式数の 10%を超える約定が成立した場合に売買を停止する。 ・ 上記の基準を満たさない場合においても、取引所が特に必要と認める場合においては、売買停止を行うことができることとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 買いの誤発注である場合も売買停止の対象とする。 ・ 転換社債型新株予約権付社債券（以下「CB」という。）については、20 億円を超える約定が成立した場合に売買を停止する。
(3) 他市場・派生商品の売買	<ul style="list-style-type: none"> ・ 約定取消しの可能性周知のための売買停止が行われた場合においても、重複上場している他の取引所においては、売買停止を行わないこととする。 ・ 株券を売買停止した場合においても、当該銘柄を原商品とする CB については、売買停止を行わないこととする。 	
(4) 約定取消しの申請等の手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・ 約定取消しの可能性の周知のための売買停止が行われた場合、円滑な決済を行うことが極めて困難と判断される場合には、取引参加者は、売買停止後 60 分以内に、約定取消し申請を取引所に行うことができることとする。 ・ 取引参加者の取消し申請の対象は、上場株式数の 20%超の誤発注による約定が成立した場合を原則とし、同 10%超 20%以下の約定の成立により売買停止が行われた場合には、当該銘柄が特殊な状況（例えば、公開買付が実施されており、流通する株式が極端に少ないうえに大株主からの借株による調達も困難である場合など）にあると認められる場合に限り、取引所への申請を行うことができることとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 約定取消し申請を行わない場合は、その旨の申告を行うこととする。 ・ CB については、20 億円を超える約定が成立した場合に取消し申請の対象とする。
(5) 申請受付の公表	<ul style="list-style-type: none"> ・ 約定取消し申請を受けた場合又は約定取消しを行わない旨の申告を受けた場合、取引所は速やかにその内容を取引参加者に通知し、公表する。 ・ 売買停止後 60 分経過しても取引参加者からの申請等がなかった場合は、取引所はその旨を公表する。 	

項目	内容	備考
(6) 約定取消しの判断	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上場株式数の 20%超の誤発注による約定が成立し、約定取消しの申請を受けた場合、取引所は、取引参加者に対して、決済資金や決済物件の調達の可能性等に関するヒアリングを行い、決済不履行の可能性が高いと判断した場合には、約定の取消しを決定する。 ・ 上場株式数の 10%超 20%以下の誤発注による約定が成立し、約定取消しの申請を受けた場合、取引所は、上記ヒアリングにおいて、決済不履行の可能性が高いと判断し、かつ、当該銘柄が特殊な状況（例えば、公開買付が実施されており、流通する株式が極端に少ないうえに大株主からの借株による調達も困難である場合）にあると認められる場合に限り、約定の取消しを決定する。 ・ 取引参加者からの約定取消しの申請がない場合においても、取引所が必要と認める場合には、取引参加者に対して調達の可能性等に関するヒアリング等を行い、約定を取り消すことができることとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ヒアリングにおいては、取引参加者や関係会社の保有ポジション、大株主等との借株に係る交渉の経緯と見通し、金融機関等との資金調達に係る交渉の経緯と見通し、市場取引等による調達の見通し等について確認し、決済不履行の可能性を検討する。
(7) 約定取消しの有無の公表	<ul style="list-style-type: none"> ・ 約定取消しを決定した場合、取引所は速やかにその内容を公表する。 ・ 公表の内容は、銘柄名、誤発注により決済の履行が極めて困難なため約定取消しとなる旨、約定取消しとなる取引（約定時刻及び約定数量）等とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取引参加者には、取り消される取引が特定できるよう、約定番号等を付して通知する。 ・ 取引参加者への約定通知の

項目	内容	備考
<p>(8) 約定取消しの範囲</p> <p>(9) 約定取消しに関する公表後の売買停止及び売買再開</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 約定取消しの範囲は、誤発注が最初に約定した時点から売買停止までに、取引所で行われた全ての取引とする。 ・ 板寄せ時の誤発注の場合には、価格形成に関与した全ての取引を取り消す。 ・ 取引所は約定取消しの有無に関する公表を行った後、約定取消しを行う場合には終日売買停止し、行わない場合には30分経過後に売買を再開する。 ・ 約定取消しを行う場合、翌日に売買を再開するが、その際の基準値段は、誤発注による約定が最初に成立する直前の約定値段（特別気配値段及び当日基準値段を含む。）とする。 ・ 売買再開後の売買の状況に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合においては、売買取引に係る規制措置を実施する。 	<p>システム的な訂正処理は行わない。</p>
<p>3. 約定復活</p> <p>(1) 約定復活に係る基本的な考え方</p> <p>(2) 復活を認める取引</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 約定取消しルールが発動し、一度成立した売買が取り消されることにより、その後一定期間内に行った取引の決済資金や決済物件が調達できなくなる場合に限り、誤発注により約定が取り消された投資者を救済する観点から、約定取消しの復活を希望する場合の特別措置として、約定の復活のための売買を認めることとする。 ・ 復活を認める取引は、以下の条件を全て満たすものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ① 当該取引の成立から売買停止時までに、同一の委託者（取引参加者において把握可能な原始注文の発注者ごととする。）による連鎖取引（買い約定後の当該銘柄の売付け及び売り約定後の当該売却代金による他の銘柄や商品の買付け。）が成立していること。 ② 取消しが行われたことにより、連鎖取引の決済資金や決済物件が調達できなくなること。（資金や決済物件の残高がある場合は復活の対象としないこととする。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 約定復活のための売買は、誤発注を行った取引参加者を相手方とし、過誤訂正と同様の方式により執行する。 ・ 株券オプション取引の権利行使に係る売買や信用取引の返済に係る売買（返済期日に限る。）で、取消しにより決済資金や決済物件が

項目	内容	備考
<p>(3) 約定復活の実務的な手続き</p>	<p>③ 委託（取引一任契約に基づく取引及び委託元が証券会社の自己勘定による取引を除く。）による取引であること。</p> <p>④ 復活する取引については、委託者ごとに以下の数量を上限とし、これを越える部分については、復活の対象としない。</p> <p style="text-align: center;">2 千万円</p> <p style="text-align: center;">(10 売買単位未満は切上げ)</p> <p style="text-align: center;">当日の基準値段（板中心値段）×当該銘柄の売買単位</p> <p>・以下の流れで実務的な処理を行う。</p> <p>① 取り消された約定のうち、復活が適切と考えられる取引を行った場合、取引参加者が取引所に対して、復活の必要がある旨申請する。</p> <p>② 約定復活の申請は、売買日翌日の 13 時までとする。</p> <p>③ 取引所では、約定を復活させるかどうかについて取引参加者からの申請や提出書類（注文伝票の写し等）の内容から判断する。</p> <p>④ 復活させることとした取引について、取引所で誤発注当日に行われた取引として、復活の申請を行った取引参加者と誤発注を行った取引参加者の間で執行し、当該取引参加者に通知する。</p> <p>⑤ 当該取引は、過誤訂正と同様の方法により執行する。</p>	<p>調達できなくなる場合も、売買停止時までに連鎖取引を行ったものとみなし、復活の対象とする。</p>
<p>4. その他検討事項</p> <p>(1) 統計データ等の取扱い</p>	<p>・ 取消しの内容に応じて、当日四本値、売買高等の訂正を行いますが、相場報道システムからは訂正情報を配信できないため、別途 FAX 等によりユーザー通知を行う。また、月間・年間ベースの統計は、修正後データにより作成する。</p> <p>・ 株価指数・株価平均等については、当日の株価の終値が異なることとなる場合には、取消し後の株価により株価指数・株価平均等の終値に係る数値のみ再計算する。（ただし、項目によっては当日中の訂正が困難な場合があります。）</p>	<p>・ 約定復活のための売買は、過誤訂正と同様の扱いとする。</p> <p>・ リアルタイムデータの遡及計算は行われぬ。</p>

項目	内容	備考
(2) 損害賠償責任の規定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 約定取消しを伴う大規模誤発注については、発注した証券会社に少なくとも重過失があるのが通常と考えられますが、状況によっては、軽過失により大規模な誤発注が生じる可能性もあるため、その場合には免責されるよう、免責規定を設けることとする。 ・ 取引所その他の第三者についても、原則として約定取消しによって生じた損害について賠償する責めを負わない旨の規定を設けることとする。 	
(3) 手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取り消された売買に係る取引料は課金せず、復活された売買に係る取引料は通常の取引と同様の料率で課金することとする。 ・ 誤発注を行った取引参加者に対して、当該約定取消しの規模に応じ、約定取消しに係る事務手数料を課金することとする。 	
(4) ペナルティ	<ul style="list-style-type: none"> ・ これまで、大規模な誤発注が行われた場合で、取引参加者の社内管理体制に不備がある場合や取引所市場に与えた影響が大きい場合は、処分の対象としてきましたが、誤発注に伴う約定が取り消された場合においても、同様に処分の対象とする。 ・ その際、約定取消しを行った場合は、約定取消しを行わなかった場合に比べ、市場に与えた混乱による影響が格段に大きいと思われるため、処分の有無や内容を決定する際には、こうした点も考慮に入れて検討し、過怠金の賦課や当該取引所の市場における有価証券等の売買等の停止など、当該行為に対して適切と思われる処分を科すこととする。 ・ また、「決済の履行が極めて困難」な状況にはなかったことが事後に明らかになった場合等、虚偽の事由による取消し申請が行われた場合も、処分の対象とする。 	

Ⅲ. 実施時期

平成 19 年秋を目途に実施する。

以 上

取引参加者に関する諸制度の見直しに伴う「取引参加者規程」等の一部改正等について

平成19年4月25日
株式会社名古屋証券取引所

1. 改正趣旨

当取引所では、昨今、証券界を取り巻く環境が急激に変化していることなどに鑑み、以下のとおり取引参加者に関する諸制度について所要の見直しを行うため、「取引参加者規程」等の一部改正等を行うこととする。

- ① 取引参加者は、財産及び業務の内容に大きな影響を受けるおそれがある合併、会社分割又は事業譲渡（以下「合併等」という。）を行おうとする場合には、あらかじめ当取引所の承認を受けなければならないこととなっている。当該承認に関する申請手続き及び審査の内容については、運用上は決まっているが規定上明記していないことから、これを明確化するなど、合併等に関する承認手続きについて所要の整備を行うこととする。
- ② 取引参加者の経営実態について、より適切に把握しておく必要があるという観点から、例えば取引参加者が他の会社の子会社になった場合には当取引所に報告することとするなど、取引参加者が行う当取引所への届出及び報告事項について一部見直しを行うこととする。
- ③ その他、取引参加者における適切な注文管理体制の整備や取引資格取得審査に係る手数料に関し、所要の規定整備を行うこととする。

2. 改正概要

（備 考）

(1) 合併等に関する承認手続きの整備

① 合併等の通知

取引参加者は、合併等について承認を受けようとする場合には、当取引所が必要と認める事項について、原則として、当該合併等を決議又は承認する株主総会の日から2週間前の日までに、当取引所に通知するものとする。

・取引参加者規程第20条第2項、同施行規則第12条

② 合併等の承認申請

取引参加者は、合併等について承認を受けようとする場合には、所定の承認申請書に、当取引所が必要と認める書類を添付して、当取引所に提出するものとする。

・取引参加者規程第20条第2項、同施行規則第13条

③ 合併等の審査内容

合併等について承認を受ける場合における当取引所が行う審査は、取引資格の取得に係る審査に準じて行うものとする。

・取引参加者規程第20条第3項

④ 承認後の継続報告

取引参加者は、合併等について承認を受けた場合において、財務状況その他の当取引所が必要と認める事項について当取引所から報告を求められたときは、直ちにその内容を当取引所に報告しなければならないこととする。

・取引参加者規程第20条第5項

(2) 報告・届出事項の見直し

① 他の者による議決権の過半数の保有に係る報告

取引参加者は、その議決権の過半数を他の者に保有される事実を知ったときは、直ちに当取引所に報告するものとする。

・取引参加者規程施行規則第14条(10)の2

② 法令違反等に係る報告

取引参加者は、当取引所の市場における有価証券の売買等に関し、法令等に違反する行為又は当取引所規則に違反する行為が行われた事実を知ったときは、直ちに当取引所に報告するものとする。

・取引参加者規程施行規則第14条(14)の2

③ システム障害に係る報告

取引参加者は、当取引所の市場における有価証券の売買等に関し、使用しているシステム又は機器に障害が発生したことを知ったときは、直ちに当取引所に報告するものとする。

・取引参加者規程施行規則第14条(26)の2

④ 役員が他の法人の役員に就任した場合の届出の変更

取引参加者の役員が他の法人の役員に就任（又は退任）した場合について、届出事項から報告事項に変更する。

・取引参加者規程第21条(13)、同施行規則第14条(11)の2

(3) その他

① 注文管理体制の整備

取引参加者は、当取引所の市場における有価証券の売買等に関して、過誤のある注文の受託及び発注を未然に防止するため、社内規則の制定等の措置を講ずることにより、適切な注文管理体制を整備するものとする。

・取引参加者規程第26条の3、取引参加者における注文管理体制に関する規則

② 取引資格取得審査に係る手数料の納入時期の見直し

取引資格の取得申請者が、取引資格の取得の承認後に納入することとなる「入会金」について、その名称を「資格審査料」とするとともに、納入時期を「取引資格の取得申請後」に改める。

・取引参加者規程第5条第1項、同施行規則第2条第3項等

3. 施行日

平成19年5月21日から施行する。

以 上